

平成 21 年 2 月 2 日

申請者様 各位

株式会社 確認検査機構アネックス

京都府における施工計画報告書、施工結果報告書の提出要件の変更について

標題のとおり、施工計画報告書、施工結果報告書の提出が必要な物件の規模につきましては、平成 21 年 3 月 1 日以降の検査引受分から以下の通り変更させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

【変更前】

- ・ 木造以外の建築物で延べ面積が 5 0 0 m²を超える建築物、または階数が 3 以上の建築物
(混構造の場合は、木造以外の部分について上記に該当するもの)



【変更後】

- ・ 木造以外の建築物で延べ面積が 1 0 0 m²を超える建築物、または階数が 3 以上の建築物
(混構造の場合は、木造以外の部分について上記に該当するもの)

以上

京都府における施工報告が必要な区域及び建築物

施工計画報告書		施工結果報告書	
対象区域	対象建築物	対象区域	対象建築物
・京都市 ・宇治市	木造以外の建築物で延べ面積が100㎡を越える建築物、または階数が3以上の建築物（混構造の場合は、木造以外の部分について上記に該当するもの）	・京都市 ・宇治市	木造以外の建築物で延べ面積が100㎡を越える建築物、または階数が3以上の建築物（混構造の場合は、木造以外の部分について上記に該当するもの）
施工状況報告書			
対象区域	対象建築物		
・特定行政庁を含む京都府内全域	・全ての長屋又は共同住宅 ・法別表第1(い)欄の以下の特殊建築物で延べ面積が500㎡を越えるもの（共同住宅を除く） (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、その他 (2) 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、ホテル、旅館 下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設 (3) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場 スケート場、水泳場、スポーツ練習場 (4) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー ダンスホール、遊技場、待合、公衆浴場、料理店、飲食店 物品販売業を営む店舗 ・上記以外の建築物で階数が3以上でかつ延べ面積が500㎡を越えるもの		